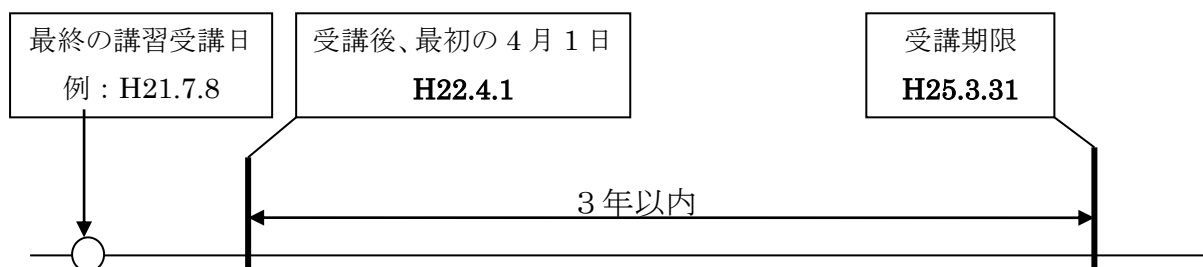


消防法令に基づく危険物保安講習の受講期限が改正されました

「危険物の規制に関する規則」の一部が改正され、平成24年4月1日から、講習を受けなければならない期日が変わりました。

現行は、免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から3年以内ですが、改正後は、免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内となります。

【改正後の受講期限】



免状の交付を受けた日又は講習を受けた日	受講期限
平成20年度	受講日から3年以内（従前通り）
平成21年度	平成25年3月31日
平成22年度	平成26年3月31日
平成23年度	平成27年3月31日
平成24年度	平成28年3月31日